



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
訓令甲	神戸市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令	行財政局厚生課	1
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(情報公開手数料等)	地域協働局市民情報サービス課	6
告示	公金事務の委託(犬の登録等手数料)	健康局環境衛生課	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	8
公告	建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧(松が枝町地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	10
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	11
公告	都市公園の拡張(西神住宅団地周辺緑地)	建設局公園部管理課	12
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局まち再生推進課	13
公告	神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による説明会の開催(西神第2地区地区計画)	都市局都市計画課	14
公告	開発行為に関する工事の完了(中央区下山手通8丁目ほか)	都市局都市計画課	15
公告	建築基準法第86条の2第1項に基づく認定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	16
交通局	交通局職員研修規程の一部を改正する規程	交通局高速鉄道部地下鉄車両課	17

訓令甲第2号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令

神戸市職員安全衛生委員会規程（昭和47年5月訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第1条 職員（本市に勤務する市長の事務部局に属する職員及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。）の安全衛生管理の円滑な推進を図るため、神戸市職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	（設置） 第1条 <u>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条第1項の規定に基づき、</u>職員（本市に勤務する市長の事務部局に属する職員及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。）の<u>安全及び衛生に関する重要事項について、調査審議し、</u>安全衛生管理の円滑な推進を図るため、神戸市職員安全衛生

(所掌事項)

第2条 委員会が前条の目的を達成するため所掌する事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 次に掲げる安全及び衛生に関する重要事項の調査審議に関すること。

ア 労働災害の防止及び労働衛生の管理

イ 労働環境の整備及び施設の改善

ウ 労働安全及び労働衛生教育

エ 災害、負傷等の原因調査及び対策

オ 健康診断その他職員の健康の保持増進

カ 長時間勤務による健康障害の防止及び職員のメンタルヘルス対策

(2) 局、室(単独の室をいう。)及び区役所(以下「局室区」という。)における安全衛生に関する委員会等(以下「局室区委員会」という。)に対する安全衛生管理上必要な助言、情報提供、連絡調整その他の必要な支援に係る事項の調査審議に

委員会(以下「委員会」という。))を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会が前条の目的を達成するため所掌する事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 労働災害の防止及び労働衛生の管理に関すること。

(2) 労働環境の整備及び施設の改善に関すること。

関すること。

(3) [略]

(組織)

第3条 委員会は、委員長1名、委員8名及び産業医1名をもつて組織する。

2 委員長は、行財政局副局長のうちから市長が指名し、委員は、職員のうちから市長が命ずる。ただし、委員のうち半数は、労働組合又は職員団体の推薦のあつた者とする。

3 産業医は、市長が指名する。

(委員長の職務)

第4条 [略]

2 [略]

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 定例会は、年2回以上開催する。

(3) 労働安全及び労働衛生教育に関すること。

(4) 災害、負傷等の原因調査及び対策に関すること。

(5) 健康診断に関すること。

(6) [略]

(組織)

第3条 委員会は、委員長1名及び委員8名をもつて組織する。

2 委員長は、行財政局副局長をもつて充て、委員は、職員のうちから市長が命ずる。ただし、委員のうち半数は、神戸市職員労働組合又は神戸市従業員労働組合の推せんのあつた者とする。

(委員長の職務)

第4条 [略]

2 [略]

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 定例会は、年4回開催する。

2 [略]

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
ただし、緊急の議事があるときはこの限りでない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(報告及び資料の提出)

第8条 局室区の長は、毎年度、局室区における安全衛生管理体制、局室区委員会の運営状況及びその他付随する事項について、行財政局に報告し、行財政局は、その報告事項を取りまとめ、委員会に報告するものとする。

2 委員会は、その所掌事項について、必要があると認めるときは、局室区の長に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

3 委員長は、委員会の所掌事項について、必要があると認めるときは、市長、副市長又は関係局室区の長に報告するものとする。

4 委員会は、その所掌事項について、必要があると認めるときは、行財政局に対し意見を述べ、必要な対応を求めることができる。

2 [略]

(報告)

第8条 委員長は、委員会において調査審議した事項を市長に報告するものとする。

<u>第 9 条、第10条</u> [略]	<u>(局安全衛生委員会)</u> <u>第 9 条</u> <u>局、室（単独の室をいう。）及び区役所に安全衛生委員会（以下「局委員会」という。）を置くことができる。</u> <u>2</u> <u>局委員会は、局委員会において調査審議した事項及びその結果を速やかに委員会に報告しなければならない。</u> <u>3</u> <u>委員会は、特に必要があると認めるときは、局委員会に対し指導及び助言をすることができる。</u> <u>第10条、第11条</u> [略]
---------------------------------	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

神戸市告示第358号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市垂水区宮本町1番26号 ビルシーサイド3階
株式会社神戸パトロール警備保障
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
情報公開手数料及び有償刊行物の販売代金等
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年9月15日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和8年9月15日
- 5 委託期間
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

神戸市告示第359号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
楠 顕証
明石市大久保町大窪 1541－1 ラヴィエスタ 105
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年9月8日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 4 委託する期間
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第360号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び 返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0 台 原動機付自転車 1 台	令和8年8月3日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話 7 0 7 - 0 2 3 4
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月7日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 1 台	令和8年8月13日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月17日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月21日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月27日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台		

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により松が枝町地区建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和8年9月18日

神戸市長 久 元 喜 造

令和8年9月29日 神戸市公報第3982号

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号）第 10 条第 1 項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 29 日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

土 地 の 表 示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	道場町日下部	池ノ尻	280 番 1	719 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	神出町宝勢	七反場	5069 番	89 m ²	

神戸市公告

都市公園を拡張するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1 拡張する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
西神住宅団地 周辺緑地	西区美賀多台5丁目 西区春日台7丁目 西区糺台1丁目 西区糺台2丁目 西区竹の台1丁目 西区檜野台1丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和8年9月29日

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和8年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
阪神高速道路株式会社 代表取締役社長 上松 英司
大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社都市環境設計 後藤 仁志
大阪府大阪市浪速区恵美須西2丁目14番30号
06-6636-2811
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区新港町26-1 他
 - (2) 敷地面積 約12,860平方メートル
 - (3) 建築面積 約 755平方メートル
 - (4) 延べ面積 約 2,046平方メートル
 - (5) 高さ 約28.3メートル
 - (6) 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上5階、地下0階
 - (8) 建物用途 高速道路駐車帯付属施設（休憩所）
- 4 縦覧の期間
令和8年9月29日から令和8年10月13日まで

神戸市公告

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第15条第1項に規定する説明会（西神第2地区地区計画）を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年9月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 開催日時

- (1) 令和8年10月9日 18時30分から
- (2) 令和8年10月10日 13時30分から

2 開催場所

神戸市西区井吹台西町4丁目4

いぶき西フレア集会所 大会議室

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市中央区下山手通8丁目67番2、67番12、67番13、67番14、67番15、67番16、67番17

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区谷町6丁目10番19-1301号

ウルトラエステート株式会社

代表取締役 砂田 直成

許可番号

令和6年9月19日 第8203号

（変更許可 令和8年7月23日 第2303号

変更許可 令和8年8月26日 第2310号

変更許可 令和8年9月7日 第2313号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区五色山1丁目1274番

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市大久保町大窪497番地1

関西住宅販売株式会社

代表取締役 横野 修三

許可番号

令和7年12月22日 第8275号

（変更許可 令和8年1月27日 第2268号

変更許可 令和8年5月14日 第2288号）

3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市兵庫区五宮町13番1、14番2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区北浜2丁目6番11号

燦ホールディングス株式会社

代表取締役 播島 聡

許可番号

令和8年5月14日 第8301号

（変更許可 令和8年8月18日 第2309号）

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和8年9月29日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

公告認定対象区域

神戸市須磨区高倉台四丁目5, 6, 7-1, 7-2, 7-3, 7-4, 7-5, 7-6, 7-7, 7-8, 9, 10-1, 10-2, 11, 13

交通局職員研修規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年9月29日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第6号

交通局職員研修規程の一部を改正する規程

交通局職員研修規程（昭和30年3月1日交規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第 1					別表第 1				
一般研修教程表					一般研修教程表				
1 ～ 6 [略]					1 ～ 6 [略]				
7 技士職					7 技士職				
科目・種類			時数	課程	科目・種類			時数	課程
一般教養			21	[略]	一般教養			42	[略]
専門	一般教養		7	高速鉄道部の関係講義	専門	一般教養			
	保線関係	学科	91	鉄道一般、線路施設等概要、建造物・軌道等関係規程・基準、関係保線機器概		保線関係	学科	105	鉄道一般、線路施設等概要、建造物・軌道等関係規程・基準、関係保線機器概

			要その他関係技術講義
	実習	77	
電 気 関 係	学 科	56	鉄道一般、変電・信号・電力・通信設備等概要、関係規程・基準、関係機器概要その他関係技術講義
	実習	84	
車 両 関 係	学 科	64	鉄道一般、車両の型式構造及び各種機器一般概要、車両工場及び車庫概要、検査・修理設備概要その他関係技術講義
	実習	189	
専 門 技 術	自 動 車 整 備 関 係	49	車両の型式構造、各種機器一般概要、整備工場概要、工場内設備機器概要その他関係技術講義
合 計	保 線 関 係	196	
	電 気 関 係	168	

			要その他関係技術講義 (15日間)
	実習	77	(11日間)
電 気 関 係	学 科	91	鉄道一般、変電・信号・電力・通信設備等概要、関係規程・基準、関係機器概要その他関係技術講義 (13日間)
	実習	126	(18日間)
車 両 関 係	学 科	171	鉄道一般、車両の型式構造及び各種機器一般概要、車両工場及び車庫概要、検査・修理設備概要その他関係技術講義 (24.5日間)
	実習	203	(29日間)
自 動 車 整 備 関 係	14		車両の型式構造、各種機器一般概要、整備工場概要、工場内設備機器概要その他関係技術講義
合 計	保 線 関 係	224	(32日間)
	電 気 関 係	259	(37日間)

	車 両 関 係	281			車 両 関 係	416	(59.5日間)
	自 動 車 整 備 関 係	70			自 動 車 整 備 関 係	56	(8日間)
8 業務員及び運転士 [略] 別表第2 [略]				8 業務員及び運転士 [略] 別表第2 [略]			

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。